

議案第1号

公文書非開示決定処分に係る異議申立てに対する決定について

公文書非開示決定処分に係る異議申立てに対する決定について、別紙のとおり提出します。

平成20年8月11日

鳥取県教育委員会教育長 中 永 廣 樹

# 決 定 書

第

号

異議申立人 ( 氏 名 )

平成20年1月7日付けで提起された公文書非開示決定（平成19年度全国学力・学習状況調査結果のうち市町村別・学校別のデータ）に対する異議申立てについて、次のとおり決定します。

平成20年8月11日

鳥取県教育委員会

主 文

本件異議申立てを棄却します。

理 由

本件異議申立てについては、鳥取県情報公開審議会（以下「審議会」という。）から「平成19年度に文部科学省が実施した全国学力・学習状況調査結果の内、市町村別・学校別のデータ（以下「本件公文書」という。）について、鳥取県教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った公文書非開示決定処分については、これを取り消すべきであると判断する。ただし、実施機関は、本件公文書の開示にあたり、児童または生徒の数が10人以下の学級に係る学力試験の結果を非開示とする鳥取県情報公開条例第9条第2項第7号の該当性について、十分考慮すべきである。」との答申があった。

そのため、実施機関において、改めて広く県民、保護者、有識者及び教育関係者から意見を聴取し、その内容を踏まえて検討を行った。

その結果、答申における「審議会の判断」は、実施機関として尊重すべきものであるが、子どもたちの心情に対して教育的配慮が必要であること、本件公文書を開示することによって、教育現場で過度な競争が生じるおそれが否定できないこと、また、全国学力・学習状況調査は、その結果の非公開を前提に実施されたことなどから非開示が適当と判断した。よって、主文のとおり決定する。

（教示）

この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は鳥取県教育委員会となります。）、提起することができます。なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することはできなくなります。